

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（06-6208-9418）
処分課（担当）名	都市整備局淡路・三国東土地区画整理事務所（06-6399-1392）
処分の名称	施行者管理地の一時使用許可の取消し
概要	施行者管理地の一時使用許可をした場合において、「本市が施行する土地区画整理事業施行地区内における施行者の管理する土地の一時使用許可に関する取扱方針」第10条に該当する事由が生じたときは、その許可を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第9項 本市が施行する土地区画整理事業施行地区内における施行者の管理する土地の一時使用許可に関する取扱方針 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000467622.html
処分基準	（一時使用許可の取消し） 第10条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、施行者は第4条による一時許可を取り消すことができる。 （1） 施行者が事業において一時使用許可した施行者管理地を本来の用途・目的のために必要とする場合 （2） 使用者が使用料を滞納したとき （3） 施行者の事前の承諾なくして、使用者が一時使用目的以外に使用した場合 （4） 施行者の事前の承諾なくして、使用者が一時使用許可を受けた施行者管理地を他の者に使用させた場合 （5） 不正の手段により一時使用許可を受けたとき （6） その他、施行者の指示に従わず一時使用許可を受けた施行者管理地を使用した場合
ホームページ	
備考	